

## 議第196号

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成28年 9月21日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

損 害 賠 償 額		7,185,363円
事 故 の 概 要	種      別	樹木の幹折れによる <sup>ほこら</sup> 祠等の破損事故
	発 生 年 月 日	平成27年 7月 2日
	被      害      者	京都市左京区松ヶ崎堀町53番地 涌泉寺
	損 害 の 程 度	<sup>ほこら</sup> 祠及び覆屋の破損

## 提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。